

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

平成 30 年度第 2 回浜松市景観審議会会議録

- 1 開催日時 平成 31 年 2 月 13 日（水） 午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 浜松市役所本館 8 階 第 4 委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|------|---|
| 委員 | 黒田 宏治（会長）、 小杉山 晃一（職務代理）、
大石 芳子、 楠ヶ谷 良巳、 坂田 卓也、 正木 伸之 |
| 事務局 | 伊藤 花みどり担当部長
土地政策課 木俣 課長
濱 課長補佐
八尋 景観推進グループ長
鈴木 景観広告グループ長
緑政課 松島 課長
加藤 緑地保全グループ長 |
| 欠席委員 | 金田 享子、 田中 里佳、 丹羽 聡子、 守屋 勝博 |
- 4 傍聴者 1 人（一般：0 人、記者：1 人）
- 5 議事内容
- ・報告事項 (1) ネーミングライツについて
 - (2) 屋外広告物条例施行規則改正について
 - (3) 浜名湖サイン整備について
- 6 会議録作成者 土地政策課 景観推進グループ 飯尾
緑政課 緑地保全グループ 三科
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無
- 8 会議記録

1 開会

2 報告事項

(1) ネーミングライツについて

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

黒田会長

説明資料に、「ネーミングライツは、本市の新たな財源確保と当該施設の良好な管理運営を目指す」とありますが、今回の事業は、差し支えなければ、ネーミングライツ料はいくらくらいなのでしょう。

事務局

年間で 250 万円に消費税を加えたものです。

黒田会長

用途は特定されているものなのですか。ネーミングライツ料の使い道について何か特定がされているのでしょうか。

事務局

ネーミングライツを導入した施設の整備や運営管理費に充てることになっています。

(2) 屋外広告物条例施行規則改正について

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

坂田委員

点検箇所が細かくなって細部に渡って調査することになりますが、屋外広告物はえてして手が届かない高所にあるものが多いです。単純に目視で点検するのか、高所作業車などを使って点検するのか、そういったことは規定されているのでしょうか。

事務局

国のガイドラインでは、できれば高所作業車等を使用して対象物を開いて点検することと明記してあります。今回浜松市では、そこまで細かく指定はしていません。本来であれば、高所作業車等を使用して点検するべきだと思いますが、やはり、広告主さんや看板業者さんとの関係性がありまして、点検にどこまで金額をかけるかということに係わってきますので、今回はそこまでは指定していません。

坂田委員

ちょっと片手落ちという感じがします。少しずつ、高所作業車等を使用して点検する方向に持っていった方が本来の目的からいっても、変わっていくと思います。

楠ヶ谷委員

静岡県が施行規則改正をしたのが10月ですが、ちょうど台風の時期ですね。浜松市も台風により、実害として屋外広告物が落下したとか、安全性を脅かすような事態はあったのでしょうか。

事務局

台風の翌日に通報等は多数ありました。ただ幸いなことに、人的被害があったという報告はありませんでした。街中などの通報の中で一番対応に困ったのが、看板が誰のものか分からないので市で何とかしてほしいという内容のものでして、現地を確認したところ、看板はあるのですが看板が示している店が閉店していて誰もいないというものがありました。物の被害は多少あったと思われそうですが、ただ、今回は人的被害はありませんでした。

楠ヶ谷委員

実効性のある点検といいますか、安全の確保という目的のためには、看板は一度設置してしまうと点検修理はなかなか難しいと思われしますので、効果的な対策が必要だと思います。

坂田委員

安全性の確保という意味で今回の改正が行われた訳ですが、街の景観などの観点からは、大きな看板や手が届く位置の小さな看板などを含めて、安全性の確保と良

好な景観の両方の視点をもって整備を進めていくのが良いのではないかと思います。

小杉山委員

今回の改正で点検資格者の要件が変わりましたが、どういう理由でその資格を除外したのか、逆にどういう理由で新しい資格を加えたのか、理由を分かりやすく示してください。

事務局

今回の改正で除外した資格は、「屋外広告物講習会修了者」です。この講習会は、浜松市の他にも静岡県や静岡市など各自治体を実施するもので、屋外広告物についての全般的な講習を一日座学で行っています。浜松市の担当職員も講師となり、法令ですと屋外広告物条例の規制について説明したり、色彩のさわりの段階を説明したりしています。この講習会の修了者を除外した理由は、講習会では屋外広告物の全般的な知識は取得することができるのですが、点検や補修についての講義はされないため、点検者としてはふさわしくないとしました。

なお、改正の概要については、今回は全国でほぼ一律の改正となっています。静岡県内でも同様の改正となっています。

今回の改正で除外した二つ目の資格は、「浜松市屋外広告業登録済業者又は特例屋外広告業届出済業者」です。いわゆる街の看板屋さんと思ってください。この資格がないと看板の施工はできません。ただ、点検についての特別な講習を今までに受けているかどうかについては疑問があります。

今回の改正で新たな資格として「その他市長が別に定めるもの（点検技能講習の修了者）」がありますが、点検技能講習を受けるには資格がありまして、看板屋さんで何年か実務経験をした上で講習を受けるという制度になっています。街の看板屋さんで実務経験があり、なおかつ点検に関する特別な講習を受けているため、今回の改正で新たな資格として追加をしたものです。

今回の改正でもう一つ追加した資格に「一、二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者」があります。これについては、建築士であれば建築基準法による工作物の確認申請ができ、当然構造等を理解し、構造計算等をして設計をされている方で、なおかつ屋外広告物に関する知識を得た方ということで、今回資格として追加をしました。

黒田課長

点検報告書の点検項目が現行の6項目から17項目に増えましたが、実際に点検作業をする立場の方からすると、項目が三倍に増えたという印象なのでしょうか、あるいは点検でより細かく見るようになったのでしょうか。

事務局

窓口で看板業者さんと話をしますが、実際は現在もこれらの項目は点検していたり、もっと細かく点検している業者さんもいらっしゃいます。今回の改正で点検項目が大幅に増えたという印象はないようです。

黒田会長

これまで点検してこなかったという訳ではなく、点検項目を明文化したということですね。

正木委員

「施行」はせこうではなく、しこうと読んだ方が良いでしょう。

(3) 浜名湖サイン整備について

黒田会長

〔事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

楠ヶ谷委員

浜名湖周辺は観光開発事業が盛んに行われていますが、浜名湖サイン整備事業はこれとはリンクしているのでしょうか。

事務局

そうですね。浜名湖観光圏というものがございまして、サイクリングロードの整備もその中の一つとして土地政策課が関わって観光シティプロモーション課と共に行っておりますので、おっしゃる通り、浜名湖周辺の観光開発事業の一つです。

楠ヶ谷委員

看板の設置等に関しては、関係機関との協議は事前にはしていますか。

事務局

しています。警察とも道路管理者とも協議はしています。

楠ヶ谷委員

実は、自転車の事故が多発しておりまして、観光誘致に伴って自転車の利用促進

も伴い、警察的には安全対策が今後の課題となるものですから、自転車の注意喚起の看板を事故が多発するようであれば設置を検討するのですが、もしそれが景観を損ねるという意見があれば考慮しなくてはならないので、それについてどうかと思います、質問させていただきました。参考にしてください。

坂田委員

資料の浜名湖全体のサイン設置計画を見ると、湖西市側は設置個所が少ないように思えるのですが、どういう経緯でこの計画になったのでしょうか。浜松市側は北側など多く設置されていますが、湖西市に入るとあまり設置がなく、ルートを走っていて楽しいのかなと疑問に思います。

事務局

浜名湖サイクリングロードは、浜松市で示しているのがメインルートとなります。湖西市側はサブルートという形態で示しており、道路整備や事故の危険性等の問題もあり、とりあえず今回については安全に浜名湖を一周できるルートを指定していくという計画です。今後、道路整備等が進んでいけば派生してルートを指定していくという考えがあります。

大石委員

実際に湖西市では看板の設置はどうなるのですか。湖西市側は看板の設置がない、ということにはならないですね。

事務局

全体の計画を策定する際に、湖西市側の計画も策定しています。浜松市と同様、湖西市でも計画を持っていて、予算措置をして順次整備をしていくよう調整をしています。湖西市側の看板も設置していきます。

小杉山委員

今回の事業の目的である「統一感ある案内誘導の仕組み」は非常に大事なことだと思います。湖西市との関係についてもそうですが、外から来る人にとっては、行政区域や場所に係わらず同じようなサインがあるということは非常に心強いと感じるものだと思いますが、サインの色や形や構造などはどのくらい他の部分との統一を図っていますか。環浜名湖の部分だけなのか、とういことです。

事務局

浜名湖一周のサイクリングロードに関するサインについては規格等を統一する計画です。湖西市側も同様です。ただ、他の観光案内などの看板などについては、それぞれで設置しているものがあり現状では統一はできていません。これについては

今後の課題であると認識しています。

正木委員

管轄に入るかどうかですが、三方原パーキングからのスマートインターへの出入りに関してほとんど標識がありません。周辺道路からスマートインターへ向かう際に全く標識がないのです。よそからのお客様を迎えるにあたり、あれほどに標識が少ないのはなぜだろうと思うのです。地元に住んでいて知っている人にしか分からないのではないかと思います。初めて来た人などは迷うのではないかと思います。サイクリングロードだけでなく、より広い意味での、よそからのお客様をもてなすためにも、こちらの案内標識等もきちんとしてもらえれば、と思いました。

黒田会長

全体を通じてご意見や質問等はございますか。

正木委員

今までの議論の中で、ほとんど広告物や道路標識ということでしたが、市域全体を見て、景色・景観を検討することが課題だと思います。三方原のマツ林が随分枯れて地元の団体が樹を植えるなど動いていますが、浜松には幅員の広い道路があり、あれだけ広いスペースのものは北海道を除けば全国的に見てもまれです。あちらは雪を除くために幅員を取っているが、東海地域であれだけの植樹帯、スペースは珍しく、雑草ばかりで管理が大変だから地元の人たちが樹を植えていいのものにしようという気持ちはわかります。

また、権利関係が複雑だとは聞いてはいますが、複雑だからこそ全体を統一した景観づくりが大事です。地元の人たちがやりたいのならば、好きなものを好きなだけ勝手に植えるのではなく、向こう30年、50年後を見越したときに、あの場所を走っていて楽しくなるような景色を形成するようなデザインの下で、統一した植栽の方針等を検討してはどうでしょうか。それをしないと、方針がバラバラゆえ統一感がないものになり、その後の管理も大変になっていくのではないのでしょうか。

まだ手をつけたばかりなので、きちんとやればすばらしい三方原の景色をつくることができます。景観審議会なのでそのような議題がいつ上がってくるかと思っていたが一向に上がってくることはありませんでした。時々地元の人からこのような相談を受けていますが、複雑な権利関係があるので簡単に一筋縄ではいかないということも聞いています。これを何か整理すれば将来、浜松の三方原台地の北遠から海へつながっていく全体の景色のなかの三方原台地をどのようなデザインにしているのか、また地質・地形の関係で植えても育つもの育たないものがあるため、やたら植えればいいというものではないことから、適材適所の植栽による景色のデザインが大事だと思います。

事務局（緑政課）

緑政課としては、三方原のマツ林に対して直接関わっている事業はありません。松林の保護という点では、三方原の国道 257 号沿いの文化財として保存している部分はあります。そのような残していく部分については開拓農協等と景観を含め、農林部門と話し合いを設けることが必要であるといえますが、それに対し我々の方から何か動いているということは特にありません。

三方原地区が企業誘致ということ、また特に都田については工場誘致されていることで、それらの兼ね合いも含め、全体で三方原地区等についてどのように考えていくかについて、関係機関等と調整して検討してまいりたいと思います。

事務局（土地政策課）

三方原の防風林に関しては、市が保有する箇所、三方原開拓農協が保有している箇所がございます。市が持っているところについては当然保全等されていくと思うが、三方原開拓農協が持っているところについては、一部国の方から保全対象から除外指定を受けているところがございます。そこに関しては三方原開拓農協が開発していきたいと言っているのが多い現状です。

地目が農地ならば除外というわけにはいかないが、山林のため開発しやすい土地ということもあり、浜北から館山寺へ抜ける県道沿いについては開発されて工場等が立地されている現状でございます。そのなかで、市街化調整区域であることから開発と保全のバランスが大切であることを踏まえ、工場の立地については色々と検討していきたいと考えているところでございます。

正木委員

最近では、いわゆるフォレストパークというものが出てきています。街路樹にしても単なる街路樹ではなく、森の中に道路があるという形を目指そうというものです。浜松市がこれを目指すならば、日本のトップランナーとして目指していきやすい位置にあるのかなと思います。やるならばそれらを目指した工場誘致をしたらどうかと提案してはどうでしょうか。

工場を誘致するときに将来高木になるものを何本植えればいい、何平方メートル植えればいいという古い植栽の縛りがありますが、そのとおりになっているところはどこにもありません。日本中探してみても、そのような条例で工場誘致をし、敷地の 20 パーセントを将来高木になるものを植えなさいというものなら、確かに植えてはあります。しかし、植えていても 10 年経ったところで何メートルになっていますか。数十年経てば 15m、20m になり、森ができるはずであったものが、何にもなっていないことから、実際こうなるというようなものを作っていくことが大事だと思います。

サイクリングロードの看板も大事ですが、それにこだわるより先にフォレストパークをつくる動きの方が大事だと思います。大変でしょうが、難しいことをやるほ

うが良いものができると思います。大きな目標を掲げることがまず必要ではないか
と思います。大変なことを承知の上で検討していただきたいと思います。

黒田会長

それでは、以上で議事を終了します。進行を事務局へお返しします。

3 閉会

<資料一覧>

- ・ ネーミングライツについて（報告事項）
「ネーミングライツについて（報告事項）」資料
- ・ 屋外広告物条例施行規則改正について（報告事項）
「屋外広告物条例施行規則改正について（報告事項）」資料
- ・ 浜名湖サイン整備について（報告事項）
「浜名湖サイン整備について（報告事項）」資料

9 会議録署名人

会 長 _____

委 員 _____